府教育センター作成に係る個人情報に関するガイドライン不存在非公開決定審査請求事案（番号26）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年７月31日 |
| 請求内容 | １．別添資料１．は、「令和２年６月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部である。これらはタイトルのみが記載されており、内容が分からないため、「課題１」（他14枚）の内容がわかる文書。  ２．別添資料２ないし３は、「令和２年６月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部であり、元々は府立○○高校ホームページから印刷されたものである。  （１）生徒が特定できる形で公文書として公開できる根拠。  （２）当該生徒２名について、本人及び保護者からホームページ掲載許諾を得られたことがわかる資料  （３）未成年生徒の半裸画像を府立○○高校ホームページに掲載して良い根拠  ３．府教育センターが生徒作品等を資料等として外部に公表する際に「生徒の正面写真が写らないように」「生徒の直筆文字は活字に打ち直すように」などと定めているガイドライン |
| 実施機関  の決定 | 令和２年８月６日付け教セ第2097号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  請求された内容のガイドラインを有していない。  ※本件決定は、請求内容３．に係るものである。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年８月17日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 別添（省略）の「モデル授業実践事例集　令和元（2019）年度版」は、大阪府府民文化部消費生活センターが公益財団法人関西消費者協会に制作委託し、その過程で府教育センターが監修をおこなっているものであるが、生徒は正面を向いておらず、生徒の作成したワークシートやポスターも、生徒の文字ではなく活字となっている。これは府教育センターないし府の指示によるものであるため、当該ガイドラインが存在しないことはあり得ない。よって、これを公開すること。 |
| 弁明書 | | 府教育センターにおいて、当該請求文書について管理・作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 判　断 | | １　実施機関は、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）において、大阪府教育委員会における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図っている。  　　要綱第６条では、職員の責務として、「個人情報取扱事務の担当職員（括弧内省略）は、法令、条例、要綱等及び総括者、補助者、管理者、主任者その他上司の指 |
| 判　断 | | 示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。」と規定している。  また、実施機関は、「府立学校に対する指示事項」において、各府立高校に対し、「個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。」、さらに、「定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。」と指示している。  生徒の正面写真及び生徒の直筆文字は、答案用紙等と同じく個人情報に該当し、前記のとおり、その管理等が適切に行われることが求められている。  もっとも、個人情報のうち、答案用紙等は、通常、生徒及び保護者の承諾を得て外部に公表するような事態は想定できないが、生徒の写真及び生徒の直筆文字は、学校生活における記録として外部に公表することもあり得るところ、個人情報の取扱いに当たっては、個人の特定につながらないよう配慮する、あるいは、個別に承諾を得る等の方法が想定されるものの、その取扱いがガイドラインという形で定められていないことが、不合理であるとはいえない。  なお、生徒の写真は、学校に関する広報において、授業風景の写真を掲載することが望ましい場合もあるところ、その場合、生徒の正面写真が掲載されることにより、個人が特定される可能性があることから、それを防止するために、生徒の後ろからのみ撮影するという配慮をすることは理解できるところである。  生徒の直筆文字についても同様に、学校に関する広報において、生徒が作成したワークシートやポスターは、「学習の成果」として、事例紹介のために掲載することが望ましい場合もあるところ、その場合、生徒の直筆文字が掲載されることにより、個人が特定される可能性があることから、それを防止するために、活字に打ち直す等の配慮をすることは理解できるところである。  ２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年７月31日　　　 同月29日付け公開請求  ・同年８月６日　　　　 不存在非公開決定  ・同月17日　　　　　　 　審査請求  ・同年10月１日　　　　 弁明書  ・同年11月25日　　　 諮問 |